

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 の 2 第 3 項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 の 2 第 1 項～第 3 項（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、法第 1 0 条の 8 の 2 第 2 項において準用する法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発 生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に 非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：